

平成28年12月吉日
株式会社日本テレメッセージ
代表取締役 中村 直樹

各 位

「株式会社デイサービス」との資本業務提携（子会社化）に関するお知らせ

日本テレメッセージグループはグループの新たな事業基盤の構築を目的として、平成28年12月1日付、株式会社デイサービスの株式取得し、ソーシャルビジネスを開始いたします。

我が国政府の成長戦略である「一億総活躍社会」女性も男性もお年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家族で、職場で、地域で、誰もが活躍できる全員参加型の社会である。

そこで、昨今、出生率回復を目指す我が国政府は、少子化対策の一環として保育所待機児童の解消や小児医療体制の充実等に合わせ「発達障害児支援」を重点項目に取り上げております。そのような外部環境の変化を踏まえ、長期的安定成長を実現するため、発達障害がある児童を対象とした児童福祉事業への参画を致します。

主に株式会社デイサービスは「こぱんはうす さくら」ブランドとして児童発達支援・放課後等デイサービスと「桜花乃郷」ブランドとして通所介護事業及びフランチャイズ事業等を展開しており、当社グループの第3の主要事業となるソーシャルビジネス拡大の布石として今回の関連会社化を位置付け、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

■株式会社デイサービス 事業所

【東京都指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こぱんはうす さくら 西日暮里教室
- ・こぱんはうす さくら 亀戸教室
- ・こぱんはうす さくら 本木教室

【神奈川県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こぱんはうす さくら 白旗教室
- ・こぱんはうす さくら 宮前教室
- ・こぱんはうす さくら 善行教室
- ・こぱんはうす さくら 保土ヶ谷教室
- ・こぱんはうす さくら 恩名教室
- ・こぱんはうす さくら 西鶴間教室

【千葉県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こぱんはうす さくら 松戸六高台教室
- ・こぱんはうす さくら 根戸教室
- ・こぱんはうす さくら 新松戸教室

【茨城県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こばんはうす さくら 水戸備前堀教室
- ・こばんはうす さくら 水海道山田教室

【埼玉県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こばんはうす さくら 蒲生茜町教室
- ・こばんはうす さくら 南越谷教室
- ・こばんはうす さくら 北本教室
- ・こばんはうす さくら さいたま宮原教室

【栃木県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こばんはうす さくら 下戸祭教室
- ・こばんはうす さくら 神鳥谷教室
- ・こばんはうす さくら 細谷教室
- ・こばんはうす さくら 真岡田町教室

【静岡県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こばんはうす さくら 浜北教室

【広島県指定 児童発達支援・放課後等デイサービス】

- ・こばんはうす さくら 庚午教室

【東京都指定 通所介護】

- ・デイサービス 桜花乃郷 花畑の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 神明の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 神明南の家（認知症対応型デイサービス）
- ・桜花乃郷 墨田の家（認知症専門デイサービス）
- ・デイサービス 桜花乃郷 梅田の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 西新井大師の家

【神奈川県指定 通所介護】

- ・デイサービス 桜花乃郷 新橋町の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 長津田の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 ゆたかん家 公所
- ・デイサービス 桜花乃郷 ゆたかん家

【千葉県指定 通所介護】

- ・デイサービス 桜花乃郷 湖北の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 松園の家
- ・デイサービス 桜花乃郷 矢切の家

【埼玉県指定 通所介護】

- ・デイサービス 桜花乃郷 みちるの家

◆放課後等デイサービスについて

放課後等デイサービスは、2012 年 4 月に定められた児童福祉法としての事業です。

障がいのある、主に 6 歳～18 歳の就学児童・生徒（小学生、中学生、高校生）が学校の授業終了後や長期休暇中などに通う施設です。

学校外で集団生活を行う機会や居場所をつくり、障がいのあるお子さんを持つ家庭を支える為に創設され障がい児の学童教育とも表現されます。

従来は障がいの種別に分かれ、未就学児と就学児がともに通う形でしたが、2012 年に児童福祉法などの改正があり、未就学児のための「児童発達支援」と就学児のための「放課後等デイサービス」とに分かれ、障がいの種類に関わらず共通のサービスが受けられるようになりました。

◆放課後等デイサービスの概要

対象
学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障がいのある児童、主に 6 歳～18 歳
提供・サービス
・ 自立の支援と日常生活の充実のための活動 ・ 創作活動、表現する喜びの体験 ・ 地域交流の機会の提供 ・ 余暇の提供 障がいのある子供への療育の場、居場所の役割とともに、家族に代わって一時的なケアを行うことで日々の疲れを取ってもらう“レスパイトケア”としての役割も担っています。
設備基準
指導訓練室、事務室、相談室、感染症予防のための衛生設備や静養室（必須ではない）など
定員
1 教室 利用定員 10 名（主として重症心身障がい児を通わせる場合は 5 人）
人員基準
・ 管理者・・・常勤 1 人 ・ 児童発達支援管理責任者・・・常勤 1 人以上（一定の実務経験と児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了が必要） ・ 指導員または保育士・・・うち一人は常勤であることが必須。 ※障がい児が 10 人まで・・・2 人以上 10 人を超えて 5 又はその端数を増すごとに 2 人に 1 人を加えた数以上
利用料金
自治体負担：9 割（おおむね 7,500 円～9,500 円） 自己負担：1 割（おおむね 750 円～950 円） ※市区町村発行の受給者証が必要。

◆児童発達支援について

児童発達支援は 2012 年 4 月に定められた児童福祉法としての事業です。

未就学児に対して障がいの有無に関わらず、発達の遅れが気になるお子様の利用も幅広く行われていま

す。

国と自治体の給付により、ご利用料のうち 1 割のご負担でご利用いただくことができます。

◇早期支援の大切さ

就学前の時期は、身辺自立や社会性、コミュニケーションなどを学ぶ大切な時期です。特に発達の違いや偏りが見られるお子様の場合、早期から個々の発達や特性に合わせた支援を行う必要性があると言われています。個々に合わせた支援を早期から行うことにより、適切な行動やスキルの習得を促す事ができます。

乳幼児の経験は脳の発達に大きく影響していると言われており、早期支援は年齢が低ければ低いほど効果的と言われています。 ※ハーバード大学の研究より